

## 条例案の概要

この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園として設置しようとする、「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園（以下「公園」とします。）の管理について必要な事項を定めるものですが、特に規定しようとする内容は、次の から のとおりです。

### （公園内の主な施設）

公園内の主な施設としては、「研修棟、体験学習棟、ガーデンエリア」とします。

### （休園日）

公園の休園日は、毎週火曜日と12月28日から翌年の1月4日までの期間を考えています。

### （開園時間）

開園時間は、4月から6月までと10月から3月までの期間については、午前9時から午後5時まで、7月から9月までの期間については、午前9時から午後6時までを考えています。

### （使用の許可申請、使用料）

公園の入園料は、無料とします。ただし研修棟内の施設を使用する場合には、事前の許可申請とその使用にあわせた使用料が必要となります。

なお、使用料については、次の表の内容で考えています。

| 区 分       | 使 用 時 間      | 使 用 料  |
|-----------|--------------|--------|
| 研 修 室     | 午前9時から正午まで   | 2,100円 |
|           | 午後1時から午後5時まで | 2,400円 |
|           | 午前9時から午後5時まで | 4,200円 |
| エントランスホール | 午前9時から正午まで   | 1,200円 |
|           | 午後1時から午後5時まで | 1,400円 |
|           | 午前9時から午後5時まで | 2,400円 |

## 備考

使用者が市外の者である場合は、この表による額に100分の150を乗じて得た額

使用者が入場料等を徴収する場合又は営業目的の場合は、この表による額の倍額

冷暖房設備を使用する場合は、この表による額に100分の130を乗じて得た額

### (都市公園条例の適用)

公園の管理について、この条例に定めのない事項は、善通寺市都市公園条例の規定を適用することとします。

### (施行期日)

この条例の施行期日は、平成22年4月1日を予定しています。